

2013年8月1日 全11頁

消費税増税等の家計への影響試算

2011年から2016年までの家計の実質可処分所得の推移を試算

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 消費税率の引き上げ等の税・社会保障の制度改革を踏まえ、世帯構成ごとに、2011年から2016年までの家計の姿をシミュレーションした。
- 消費税率の引き上げはどの世帯も一定率の負担増となるが、世帯構成によって2011年から2013年にかけての負担増の内容は異なる。このため、これまでと比べ、負担増のペースが急になる世帯と負担増のペースが緩やかになる世帯とがある。
- 年収240万円の年金夫婦世帯においては、負担増の実施時期が2014年に集中している。
- 現役世帯においては、およそ年率3%以上の賃上げが実現すれば物価上昇や税・社会保障の負担増があっても実質可処分所得を増加させることができ、デフレ脱却とともに家計が豊かになり経済成長を実感できるようになるものと考えられる。

[目次]

はじめに……………	2 ページ
ケース 1. 年収 500 万円・片働き 4 人世帯……………	3 ページ
ケース 2. 年収 300 万円・片働き 4 人世帯……………	4 ページ
ケース 3. 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯……………	5 ページ
ケース 4. 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯……………	6 ページ
ケース 5. 年収 500 万円・単身世帯……………	7 ページ
ケース 6. 年収 240 万円・年金夫婦世帯……………	8 ページ
Appendix 賃金変動・物価変動も考慮した試算……………	10 ページ

※なお、本レポート筆者の是枝俊悟は、2013年7月10日に『消費税、相続税・贈与税、所得税・住民税、年金制度…徹底シミュレーション あなたの家計はこう変わる!』を日本法令より刊行いたしました。本レポートより世帯構成・世帯年収のケースを拡充して試算を行っているほか、各税制・社会保険制度の改正についても詳細に解説しております。ぜひご覧ください。

<http://www.dir.co.jp/publicity/edit/book/20130701.html>

はじめに

2011年から2016年までを分析

本レポートでは、消費税率の引き上げ等の税・社会保障の制度改正を踏まえ、世帯構成ごとに、2011年を起点として2016年までの家計の姿をシミュレーションする。

家計にとっての最大の負担増項目は、（景気条項が発動されなければ）2014年4月に8%、2015年に10月に10%となる消費税率の引き上げである。しかし、それ以外に既に始まっている税・社会保障の負担増もある。2011年3月に東日本大震災が発生し、その復旧・復興財源を確保する観点もあり、2011年10月に子ども手当が縮小されることになった。さらに、子ども手当の導入に遅れて施行された年少扶養控除の廃止の影響もあった。

2011年から2013年にかけて、あまり税引き前の年収が変わっていないにもかかわらず、なんとなく生活費に余裕がなくなっていたり、家計収支が悪化していたりする世帯も多いものと思われる。

本レポートでは、2011年から2016年まで、1年ごとに税や社会保険料などの負担がどのように変わってきたか、またこれから変わっていくのかを見ていく。

実質可処分所得というモノサシ

家計の姿を見る際に、本レポートでは「実質可処分所得」というモノサシを用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入¹から、所得税、住民税、社会保険料を引き、子ども手当（児童手当）²を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当}$$

しかし、単純に「可処分所得」の増減で暮らしのゆとりを測るのは適切ではない。現在5%の消費税率が、2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げられるからである。

消費税率が引き上げられると、ほとんどのモノやサービスの価格が上昇するものと予測される。大和総研では、消費税率が1%引き上げられると、その年度に物価は0.72%上昇すると予測している³。この予測をもとに、消費税率引き上げ分を考慮して、本シミュレーションを行った。

実質可処分所得は、可処分所得から物価上昇分を除いたもので、家計が手取りで現在（2013年）の物価に換算していくら分のモノやサービスを購入できるかという水準を示す。

実質可処分所得が10万円減少するということは、家計収支がとんとんであれば現在（2013年）の物価に換算して10万円分消費を減らさないと家計が赤字に陥るということである。また、黒字の家計が現在と同じ年間の貯蓄額を維持するには約10万円分消費を減らさないと

¹ 年金生活者の場合は、税引き前の年金支給額

² 手当の名称は、2012年3月分までが子ども手当で、2012年4月分以後が児童手当である。

³ 近藤 智也・溝端 幹雄・神田 慶司「日本経済中期予測（2013年2月）」（2013年2月4日発表）による。
http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mloutlook/20130204_006771.html

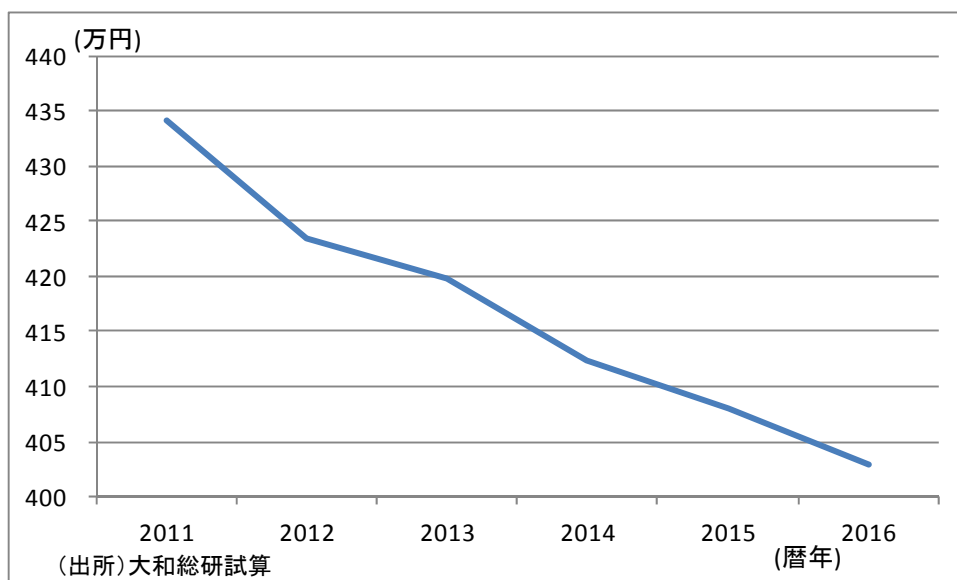
いうことも意味する。

本レポートでは、6つのモデル世帯を設定し、(Appendix を除き) 税引き前の給与収入が2011年から2016年まで変わらず、消費税増税以外の要因では物価が変動しないものと仮定して、実質可処分所得の試算を行った。なお、(Appendix を含め) 2011年から2016年までの時間の経過による年齢構成の変化は考慮していない。

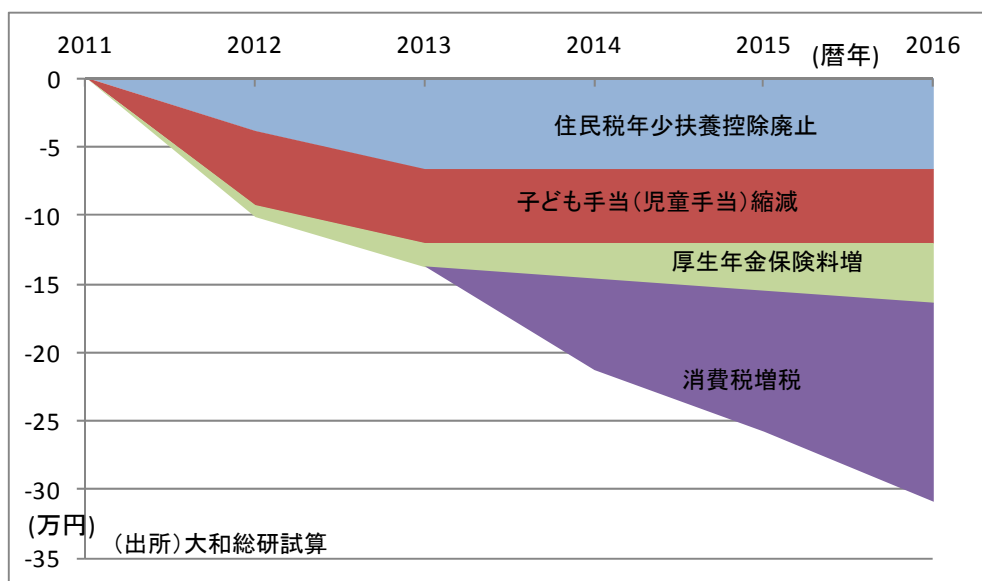
ケース 1. 年収 500 万円・片働き 4 人世帯

夫婦のうち一方が働き(社会保険に加入する会社員を想定)、3歳以上中学生以下の子が2人、世帯年収が税込み 500 万円の世帯について実質可処分所得をシミュレーションしたものが次の図表である。

図表 1-A 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 1-B 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



ケース1では、2011年から2013年にかけても大きな負担増があった。2011年10月に児童手当が縮小され、2012年6月に住民税の年少扶養控除が廃止された。この2つだけでも、2013年時点で2011年と比べて、年間12万円の負担増（実質可処分所得減）となっている。

厚生年金保険料の負担増なども合わせると、年収500万円の世帯で、2013年時点で、既に2011年よりも実質可処分所得は14.45万円減少している。

今後は児童手当や年少扶養控除は変わらない予定だが、消費税増税によって、ほぼこれまで2年間と同じくらいのペースで実質可処分所得が減少していくことになる。グラフを見ると、2011年から2016年まで、ほぼ一直線に実質可処分所得が減少していく姿が見られる。

2011年と比べた実質可処分所得の減少は、2016年時点では31.22万円、比率にして7.19%になる見込みである。

ケース2. 年収300万円・片働き4人世帯

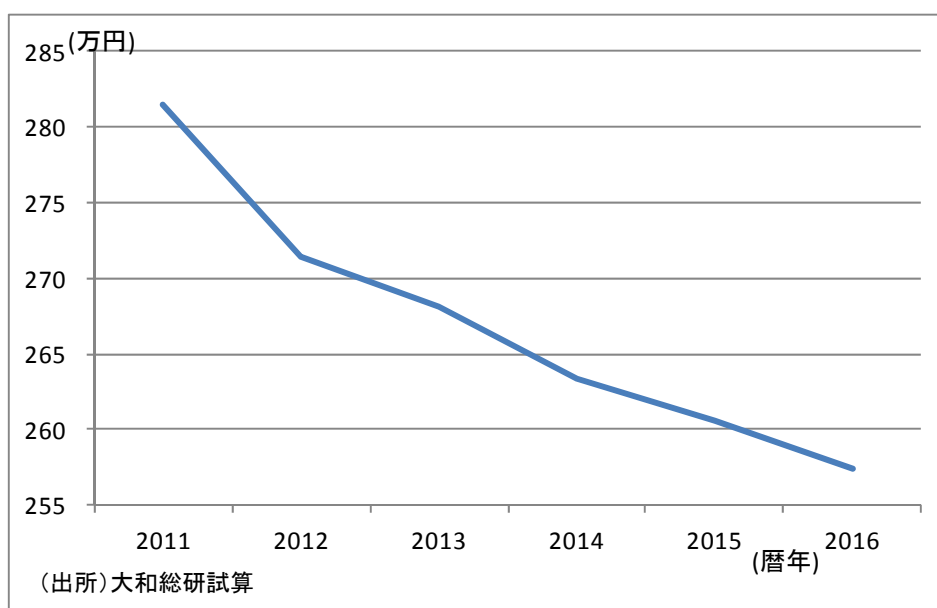
ケース2は、ケース1と同じ世帯構成だが、世帯年収が税込み300万円と、比較的低めの世帯である。

ケース2では、2011年から2013年にかけての負担増が相対的に重いものとなった。住民税の年少扶養控除の廃止と児童手当の縮小による負担増はケース1と同じ年間12万円である。しかし、ケース2ではケース1よりも年収が低いため、同じ12万円でも、（実質）可処分所得に占める負担増の割合が大きかったのである。

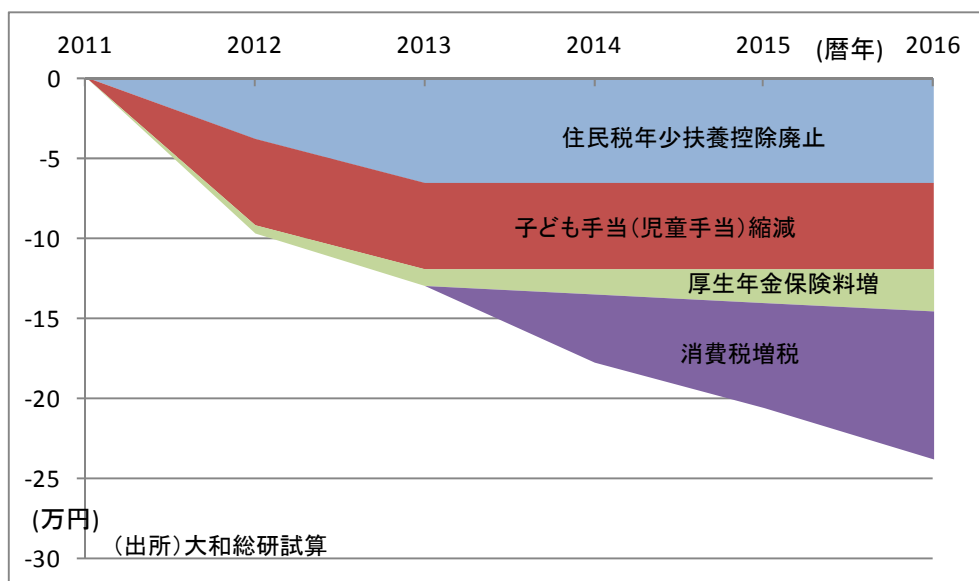
ケース2では、これから消費税増税が行われるが、これまで3年間よりは実質可処分所得の減少のペースは緩やかになる。

2011年と比べた実質可処分所得の減少は、2016年時点では24.09万円、比率にして8.56%になる見込みで、比率で見ればケース1より負担感が重くなっている。

図表2-A 年収300万円・片働き4人世帯の実質可処分所得の試算



図表 2-B 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



ケース 3. 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯

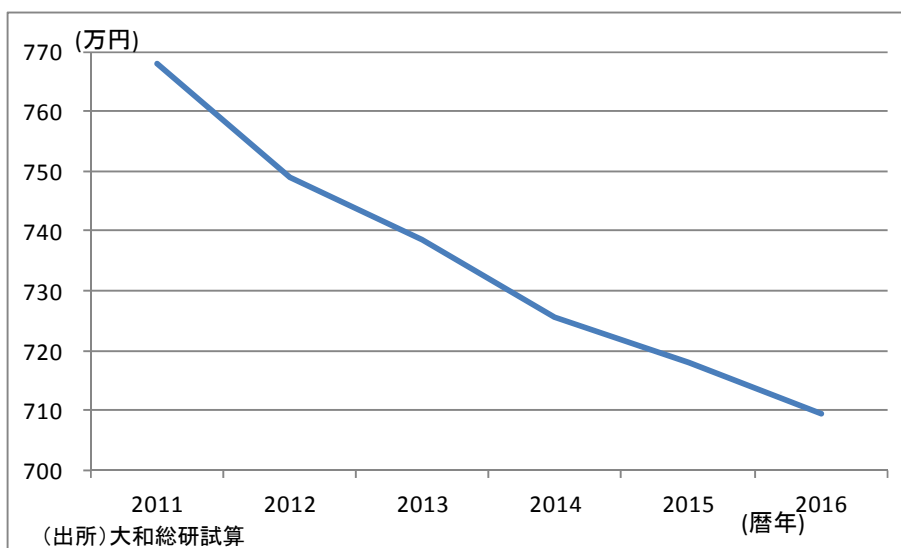
ケース 3 もケース 1・ケース 2 と同じ世帯構成であるが、こちらは世帯年収が税込み 1,000 万円と比較的所得の多い世帯である。

ケース 3 では、児童手当の縮小による負担増が相対的に重くなった。2012 年 6 月分から、児童手当について所得制限が設けられ、年収 960 万円程度以上の世帯は、児童手当の支給額が減額（原則月 1 万円が、0.5 万円に減額）となった。その他の世帯に対しても行われた児童手当の減額と住民税の年少扶養控除廃止の影響と合わせると、24 万円の負担増になっている。

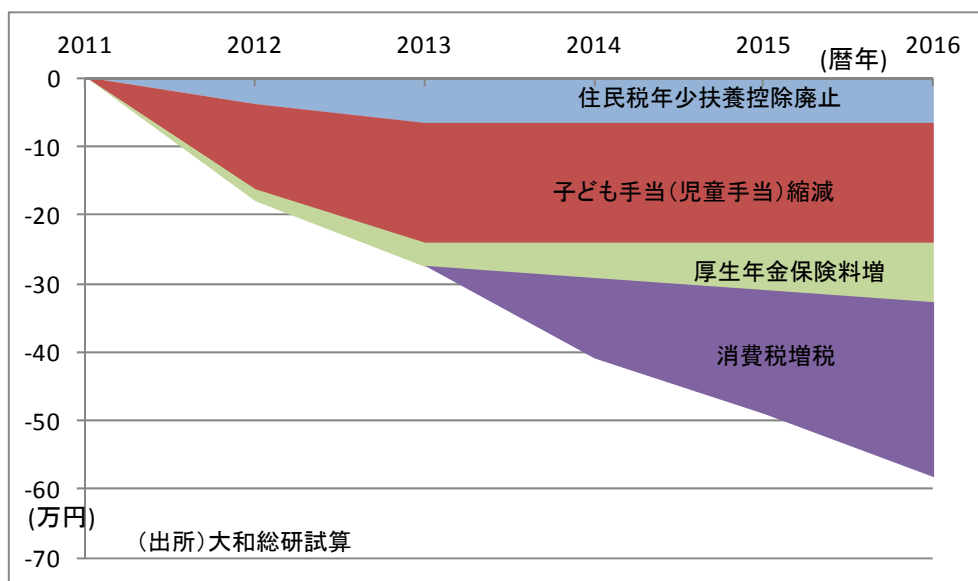
2013 年以後の負担増（厚生年金保険料増や消費税増税など）は概ね年収に比例した負担増となる。

2011 年と比べた実質可処分所得の減少は、2016 年時点では金額にして 58.28 万円、比率にして 7.59%になる見込みである。

図表 3-A 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 3-B 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



ケース 4. 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯

ケース 4 は、夫婦いずれも税込み年収 500 万円ずつを稼ぎ、3 歳以上中学生以下の子どもが 2 人いる世帯である。税込みの世帯年収はケース 3 と同じ、1,000 万円である。

共働きのケース 4 では、同じ世帯年収で片働きのケース 3 よりも、2011 年から 2016 年までのどの年で見ても、実質可処分所得の水準が多くなっている。

例えば、2013 年時点で見ると、ケース 3 の実質可処分所得が 738.72 万円であるのに対し、ケース 4 では 801.56 万円と、62.84 万円多くなっている。

日本の所得税は個人単位の累進課税になっているため、1 人（片働き）で年収 1,000 万円を稼いでいると所得税率が高くなる。一方で、夫婦それぞれ年収 500 万円の場合は、夫婦それぞれに適用される所得税率は低くなるのである⁴。

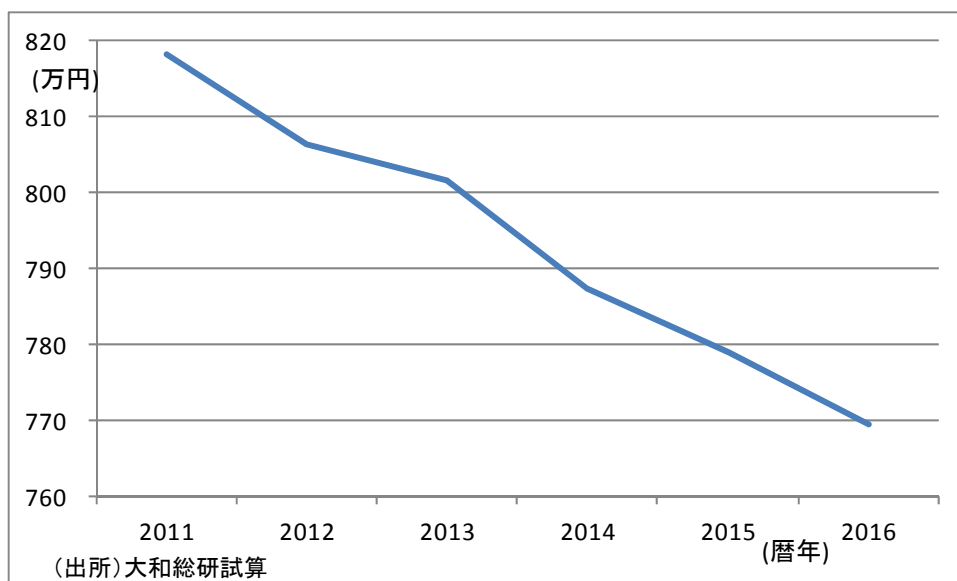
また、児童手当の所得制限も、共働きに有利に設定されている。夫婦のうち多い方の年収が 960 万円程度以上の場合に、児童手当は所得制限により減額となる。夫婦それぞれ年収 500 万円ずつの場合は世帯収入が 1,000 万円あっても、所得制限の対象にはならない。

ケース 4 では、2011 年から 2013 年までの実質可処分所得の減少は比較的緩やかなものであった。このため、これから 2016 年にかけての実質可処分所得の減少は急激に感じられるかもしれない。

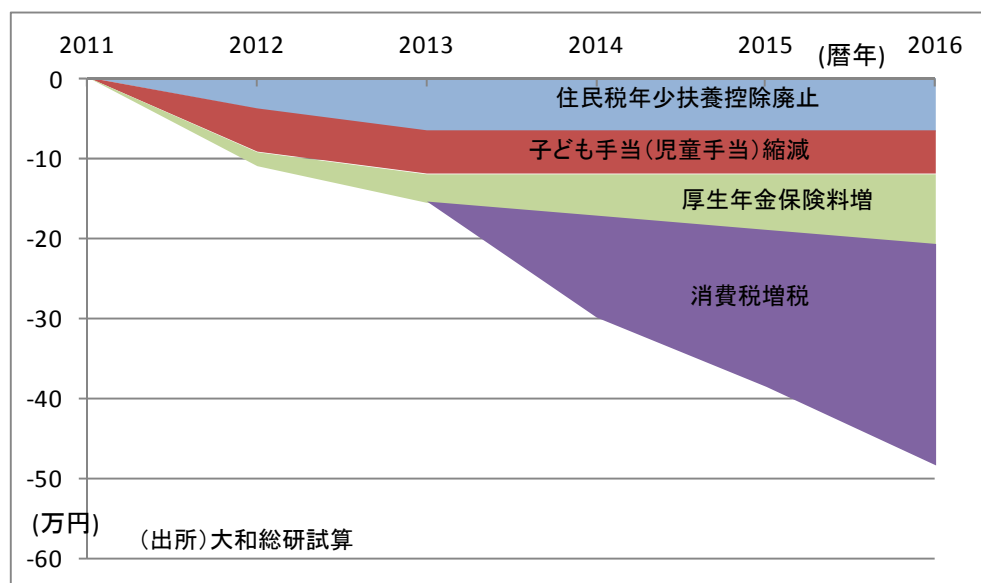
2011 年と比べた実質可処分所得の減少は、2016 年時点では金額にして 48.74 万円、比率にして 5.96%になる見込みである。

⁴ 日本の所得税が個人単位の累進課税になっていること、同じ世帯年収であれば片働き世帯よりも共働き世帯の方が税負担が少なくなる等については、花輪陽子・是枝俊悟『大增税時代を生き抜く共働きラクラク家計術』（朝日新聞出版、2012 年）を参照。http://www.dir.co.jp/publicity/edit/book/20121113.html

図表 4-A 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 4-B 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



ケース 5. 年収 500 万円・単身世帯

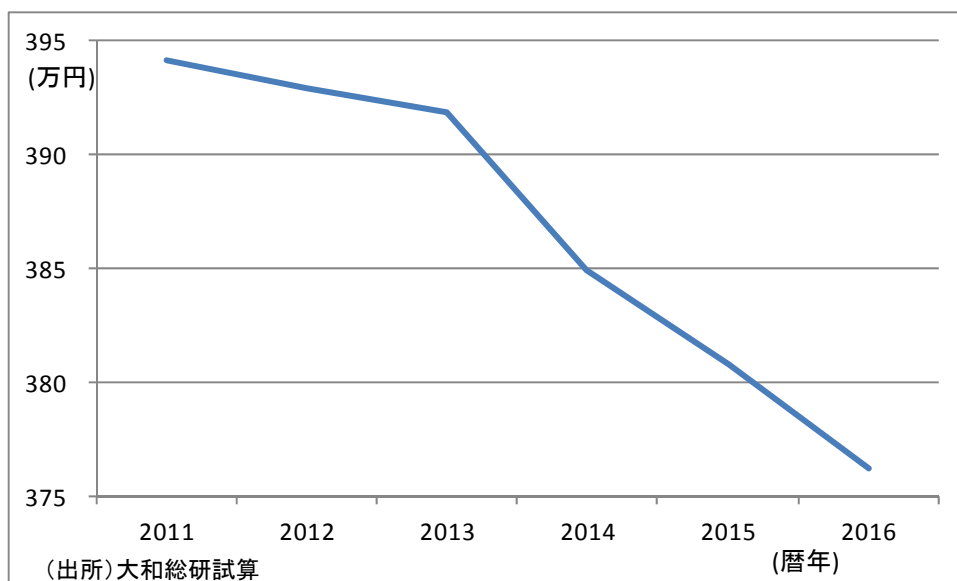
ケース 5 は税込み年収が 500 万円の単身世帯である。単身世帯においては、2011 年から 2013 年においては目立った負担増はなかった。

あえて挙げるならば、毎年少しずつ引き上げられている厚生年金保険料の増加が実質可処分所得を引き下げている。

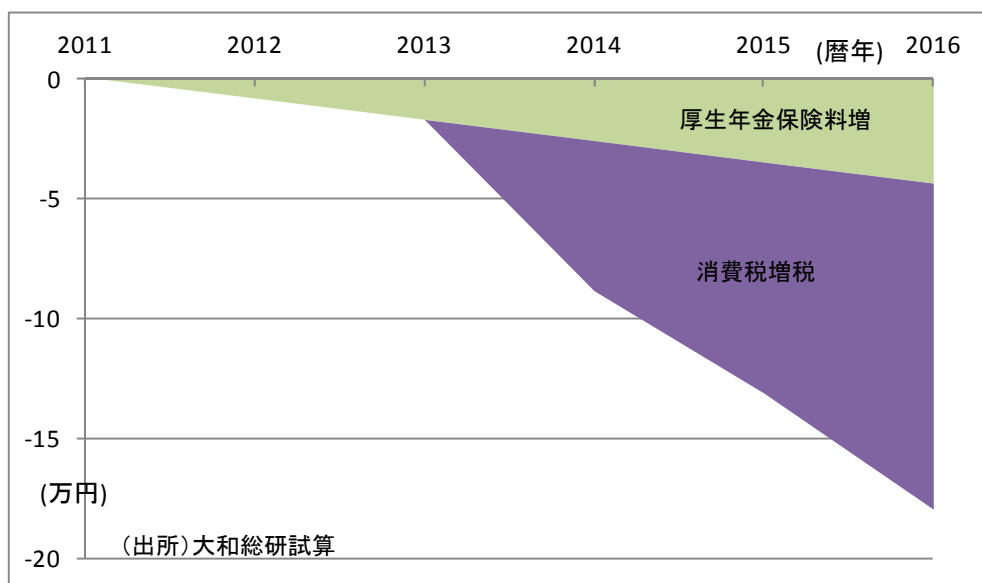
単身世帯においては、これからの消費税率の引き上げが大きな負担増となる。

2011 年と比べた実質可処分所得の減少は、2016 年時点では金額にして 17.98 万円、比率にして 4.56%になる見込みである。

図表 5-A 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の試算



図表 5-B 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの

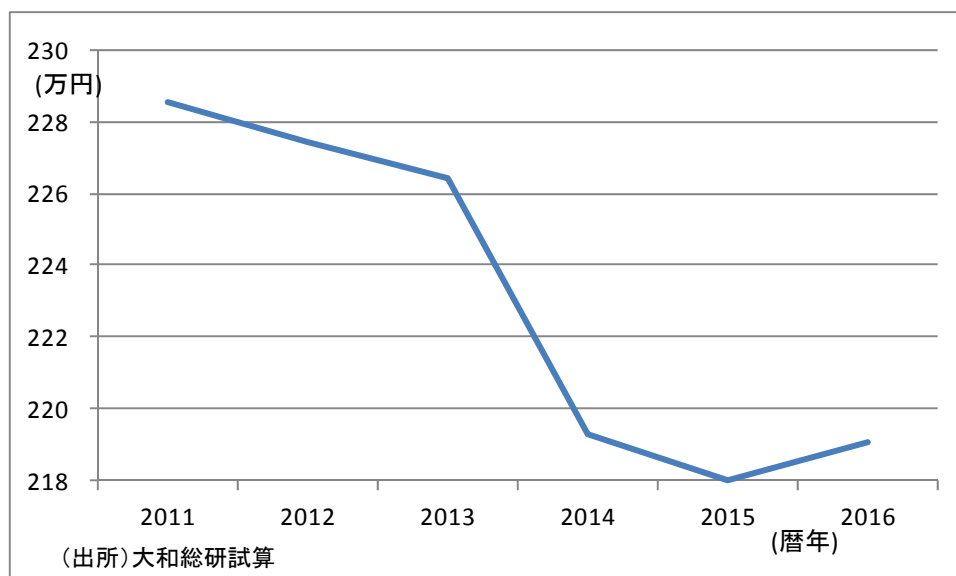


ケース 6・年収 240 万円・年金夫婦世帯

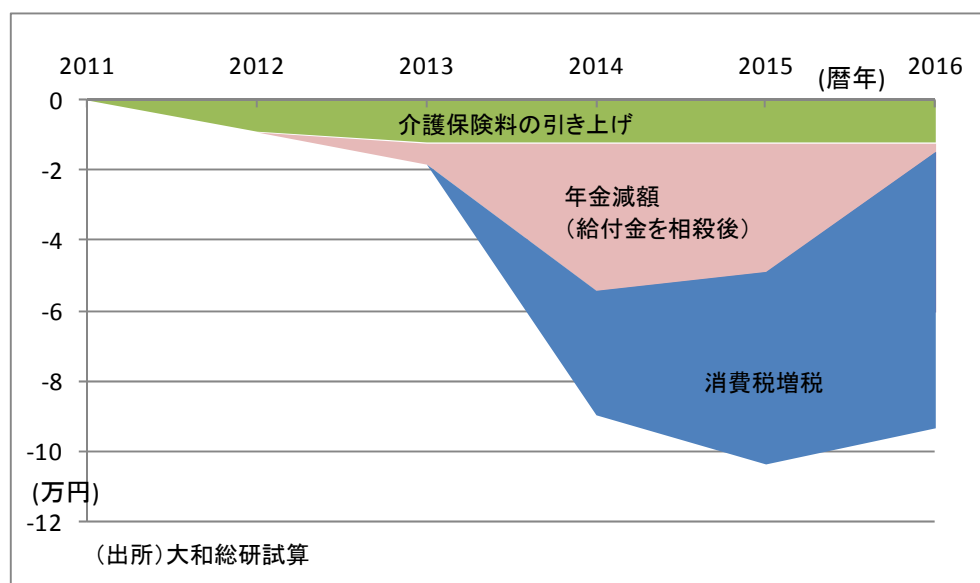
ケース 6 は、夫婦の年金額が 240 万円（夫が 180 万円・妻が 60 万円）の年金受給中の夫婦世帯である。

年金生活者の国民健康保険料または後期高齢者医療制度の保険料や、介護保険料の負担水準は住んでいる自治体ごとに大きく異なるが、ここでは、夫婦ともに 75 歳以上とし、後期高齢者医療制度・介護保険の保険料は全国平均の基準額・保険料率をベースに試算した。

図表 6-A 年収 240 万円・年金夫婦世帯の実質可処分所得の試算



図表 6-B 年収 240 万円・年金夫婦世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



ケース 6 では、2011 年から 2013 年にかけての実質可処分所得の減少は緩やかなものであった。2012 年の介護保険料の改定の際に負担増となっているくらいのものである。なお、2011 年度から 2012 年度にかけて 0.3%年金支給額が引き下げられているが、これは単なる前年の物価下落分の調整であるため、実質可処分所得の計算には入れていない。

2013 年 10 月・2014 年 4 月にはそれぞれ 1%ずつの年金支給額の減額が行われる。これは、2000 年度～2002 年度において前年の物価下落分の年金額の調整を行わなかった分の調整を行うものである。

年金財政や世代間の公平性の観点からは、物価が下がった分を年金支給額の引き下げに反映するのは当然のことと考えられる。ただし、10 年以上前の物価下落時に年金支給額を引き下げなかった分を、今になって行うため、年金受給者からしてみると単なる支給額の引き下げに感

じるものとも思われる。

一方、2015年10月からは年金生活者支援給付金が支給される見込みである。これは消費税率引き上げ時の低年金者対策として設けられるものであるが、支給対象は個人単位で見た年金支給額が老齢基礎年金の満額以下の者となっている。現役時代に専業主婦であった人の多くは自分の分の年金額は老齢基礎年金の満額以下となり、年金生活者支援給付金の対象となる。2016年時点では、年金の減額分と年金生活者支援給付金が同じくらいになる見込みである。

結局、2016年時点で見ると年金生活者の今後の負担増は、ほぼ消費税増税分くらいとなる。しかし、年金生活者支援給付金の支給に先行して年金支給額が引き下げられるため、負担増の時期は2014年に集中している。

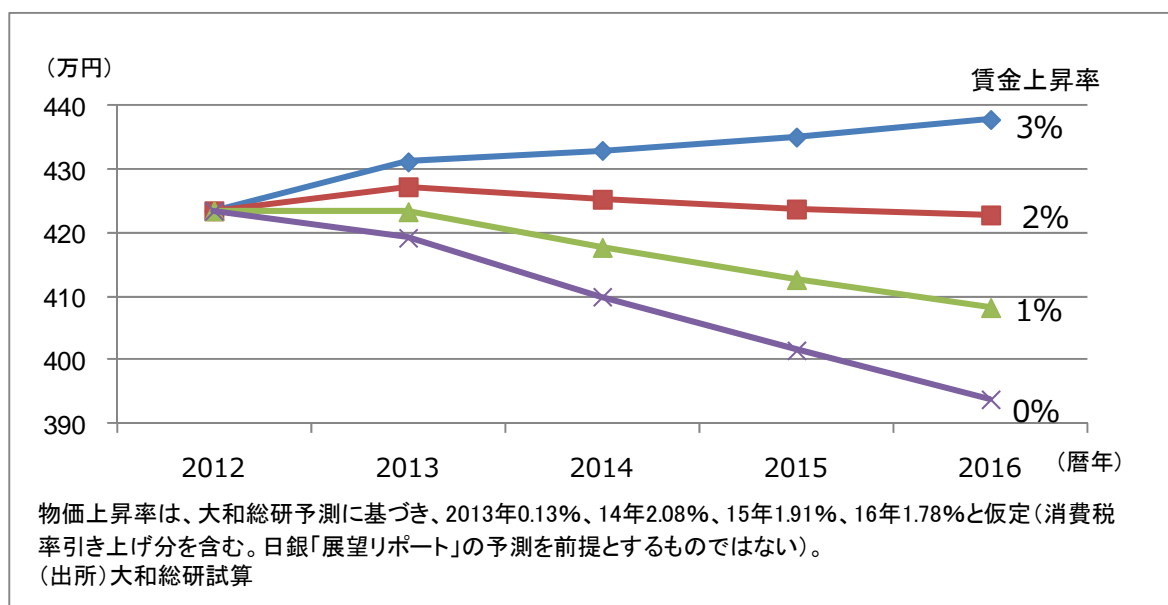
来年（2014年）は今年（2013年）年と比べ、実質可処分所得が7.13万円、率にして3.15%減少する見込みである。

Appendix 賃金変動・物価変動も考慮した試算

本レポートのこれまでの試算では、消費税増税以外の要因では物価が変動しないものと仮定して、実質可処分所得の試算を行った。だが、黒田東彦新総裁の下、日本銀行が「量的・質的金融緩和」に踏み出し、デフレ脱却に対する期待が高まってきている。また、各種統計において2013年度の夏季賞与が前年比で増加しているなど、賃上げの動きも見られる。

本レポート、ケース1の「年収500万円・片働き4人世帯」について、消費税増税以外の要因も含めた物価上昇率の予測値⁵を用い、賃金上昇率を年率0%~3%とした場合の実質可処分所得の試算を行ったものが次の図表7である。

図表7 年収500万円・片働き4人世帯の実質可処分所得の試算（物価・賃金変動を考慮）



⁵ 近藤 智也・溝端 幹雄・神田 慶司「日本経済中期予測（2013年2月）」（2013年2月4日発表）による。
http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mloutlook/20130204_006771.html

消費税率以外の要因でも物価上昇し、賃金上昇率 0%と仮定すると

2012 年から 2016 年にかけて、賃金が全く上がらなかった（賃金上昇率が年率 0%）とすると、2016 年の実質可処分所得は 2012 年より 29.73 万円減少する。

これは、同じ世帯構成・年収の 3 ページの図表 1-A の試算よりも、より厳しいシナリオである。

ケース 1 の試算・図表 1-A では、消費税増税の要因分のみの物価上昇を反映し、賃金の変動しないと仮定した試算を示した。この場合は、2016 年の実質可処分所得は 2012 年と比べ 20.51 万円の減少に留まる。

一方、消費税増税以外での要因でも物価が上昇していく一方、賃金が全く上がらなかった（賃金上昇率が年率 0%）と仮定すると、（消費税増税以外の要因の）物価上昇が実質可処分所得を 9.22 万円押し下げることとなる。これが、税・社会保障の負担増による影響に加わり、実質可処分所得の減少は計 29.73 万円となる。

消費税率以外の要因でも物価上昇し、賃金上昇率 2~3%と仮定すると

一方、賃金が上昇するならば、消費税増税以外での要因でも物価が上昇しても、実質可処分所得を維持・増加させていくことができる。

賃金上昇率が年率 2%であれば、2012 年から 2016 年を通じて実質可処分所得はほぼ横ばいとなる（図表 7）。賃金上昇率が年率 3%あれば、緩やかながらも年々実質可処分所得が増加していき、2016 年の実質可処分所得は 2012 年より 14.39 万円増加する（図表 7）。

デフレ脱却とともに家計が豊かになり経済成長を実感できるようにするためには、およそ年率 3%以上の賃上げを達成する必要があるものと考えられる。

【以上】